

令和6年5月

うさぎ保育所利用保護者 各位

医学部附属病院長

椎名 浩 昭

育児休業中の利用について（ご案内）

うさぎ保育所の運営につきまして、いつもご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

保育内容の充実及び利便性の向上を図るため、令和6年6月以降の育児休業中の利用を下記のとおりとさせていただきます。

ご不明な点等ございましたら、総務課総務係（内線2016）までご連絡ください。

記

○従来

育児休業中の方は、当該育児休業に係る児童について保育所を利用していただくことができませんでした。

○令和6年6月以降

育児休業中の方は、当該育児休業に係る児童を入所させる目的で慣らし保育を行う場合に限り、15日間を限度として育児休業期間中の保育所の利用を可能とします。

また、通常行う「慣らし保育」は入所希望日前に2日間を実施しております。

なお、2日を超える場合は、最初に慣らし保育を実施した日の属する月から基本保育料を徴収します。

※利用期間が15日以内であるときは基本保育料（1ヶ月）の半額となります。

例) 8月1日から職場復帰の方

- ・入所希望日：8月1日
- ・慣らし保育希望期間：15日間
(7月17日～7月31日の期間は利用可能。)
- ・入所月の保育料①入所料（7,500円）

②基本保育料7月分（25,500円）

③基本保育料8月分（51,000円）

①+②+③=84,000円を8月分として、まとめて徴収します。

以上

お問合せ先
総務課総務係
内線：2016